

附属幼稚園 事務補佐員（非常勤職員）の公募について

お茶の水女子大学附属幼稚園では、下記のとおり事務補佐員（非常勤職員）を公募します。ご希望の方は書類を整えて期限内にご提出願います。

附属幼稚園については、以下のホームページを参考にしてください。

URL <https://www.fz.ocha.ac.jp/fy/index.html>

1. 職 名 事務補佐員（非常勤職員）
2. 採用者数 1 名
3. 勤務場所 （契約締結時）
お茶の水女子大学附属幼稚園
東京都文京区大塚二丁目 1 番 1 号
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩 7 分
（変更の範囲）
本学が定める場所
4. 職務内容 （契約締結時）
附属幼稚園事務（窓口業務・来客対応・メール・電話対応、郵便物配付・掲示、書籍・書類の授受、データ入力・ファイリング、お知らせや会議資料の印刷、発注・検収・会計処理業務、事務室兼職員室の整理整頓等）
（変更の範囲）
本学が定める業務
5. 応募資格 高卒以上又はそれと同等以上の学力を有する者
PC の基本操作ができること
複数種の職務内容となるため、臨機応変に対応できる方
6. 雇用期間 2027 年 1 月 1 日以降手続き完了日～2027 年 3 月 31 日
年度毎に労使双方の合意により更新することがあり得る。
（更新の判断基準：予算の状況、勤務成績・態度、能力、業務の進捗状況等）
※3 か月の試用期間有り（職務内容、労働条件は同じ）
7. 就業時間 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 8:40～14:10（休憩 30 分、1 日 5 時間勤務）
水曜日 8:40～11:40（1 日 3 時間勤務）
（相談に応じます。最低週に 2 日以上可能な方）
8. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則による。
休日：原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇：年次有給休暇（採用日から 6 月経過後）、病気休暇、特別休暇
9. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき支給する。
時間給 1,630 円（2026 年度基準）
10. 手 当 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき通勤手当を支給する。
（ただし、通勤距離が 2 km 未満の場合は通勤手当を支給しない。また、採用日が月の中途の場合、通勤手当は翌月分から支給する。）期末・勤勉手当は支給しない。
11. 退職手当 支給しない。
12. 加入保険 労災保険、雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期））、厚生年金保険
（雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期））、厚生年金保険は、勤務時間等の要件を満たした場合に加入）
13. 雇 用 主 国立大学法人お茶の水女子大学長
14. 通常の労働者への転換（パート有限法第 13 条関連）
通常の職員への転換制度はありません。通常の職員を募集する場合は、募集要項を大学ホームページの「公募・求人情報」に掲載します。希望する場合は、募集要項を確認し、応募してください。
15. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項

- キャンパス内全面禁煙
16. 応募書類 履歴書（本学指定の様式を使用すること。）を下記の書類提出先に書留又は簡易書留で郵送のこと。（封筒の表に「附属幼稚園事務補佐員の応募書類在中」と朱記すること。）
17. 応募締切 2026 年 12 月 4 日（金）必着
18. 選考方法 (1) 第 1 次選考 書類審査
選考結果は、本人宛に電話又は E メールにて連絡する。第 1 次選考合格者に対しては、選考結果と併せて面接実施日時等を連絡する。
(2) 第 2 次選考 第 1 次選考合格者に対してのみ面接審査
なお、面接にかかる旅費、宿泊費等は応募者の負担とする。
19. 面接予定日 2026 年 12 月 16 日（水）もしくは 17 日（木）夕方 16:30 以降とする。
（都合の悪い場合は、応相談）
20. 書類提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚二丁目 1 番 1 号
お茶の水女子大学附属学校課事務室 宛
21. 問合せ先 お茶の水女子大学附属幼稚園 副園長 佐藤 寛子
（TEL 03-5978-5881 FAX 03-5978-5882 MAIL sato.hiroko@ocha.ac.jp）

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
2. 応募書類は本応募の用途に限り使用し、提出された個人情報には正当な理由無しに第三者に提供することはありません。
3. 応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますのでご了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手貼付、返送宛先明記）を同封してください。
4. 本業務に従事するにあたっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下、「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講ずる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・このため、予め、採用選考過程において、第 2 次選考の対象となった方には、特定性犯罪事実該当者でないことの誓約書及び「こまもろうシステム」による犯罪事実の有無の確認に関する同意書をご提出いただきます。採用内定後に、犯罪事実が確認された場合は、採用を取り消すことがあります。

* 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙参照条文をご参照ください。
5. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第 13 条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

(事務職員等指定様式)

作成日

履 歴 書

ふりがな			
氏 名			
生年月日	(満 歳)	性別	
ふりがな			
現住所	〒		
電話番号			
E-mail			
配偶者の有無		扶養家族の人数(配偶者含む)	人

顔写真
(単身胸から上、正
面向き、脱帽)

学 歴	大学(学士)以降の学校名、学部、学科等及び卒業区分を記入すること。		
	在学期間	学校名・学部・学科・(課程)・専攻名	卒業区分
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		

学 位	修士以降の学位を取得している場合は、記入すること。	
取得年月	学校名	学位名(専門分野)
年 月		
年 月		
年 月		

資格・免許等	自身が所有する資格・免許等のうち有用と思われるものを記入すること。	
取得年月	資格・免許名	
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

作成日	
-----	--

職 歴	在職期間、機関名等を記入すること。行が足りない場合は追加して記入すること。			
在籍期間		機関名・所属・職名・雇用形態等		
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	
年	月 ～	年	月	

賞罰・処分歴	過去にセクシャルハラスメントを含む性暴力、パワーハラスメント等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。		
	賞罰・処分内容		
年	月		
年	月		
年	月		

備考 (志望理由など)	
----------------	--

※履歴書の記載内容に虚偽があった場合には、採用の取消または懲戒の対象となります。